

会議の公開・非公開について

1 「八戸市附属機関の設置及び運営に関する要綱」

(附属機関の運営)

第5条 附属機関の運営については、活発な議論が行われるよう次の事項に留意し、効果的かつ効率的運営に努めるものとする。

- (1) (略)
- (2) 個人のプライバシー又は政策形成過程における情報等に係る審議内容で、公開することにより当該附属機関の適正な議事運営に著しい支障が生ずるおそれがある場合を除き、会議を公開すること。
- (3) (略)

2 「附属機関の会議の公開等に関する取扱い」

第2 会議の公開基準

附属機関の会議は、法令等の規定により非公開とされているものを除き、原則として公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 八戸市情報公開条例（平成14年八戸市条例第6号。以下「情報公開条例」という。）第7条各号に掲げる情報に該当する事項について審議等を行う場合
- (2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障の生ずることが予想される場合

第3 会議の公開又は非公開の決定

- (1) 附属機関の会議の公開又は非公開の決定は、第2「会議の公開基準」に基づき、当該附属機関の長が当該会議に諮って行うものとする。
- (2) 附属機関は、会議の全部又は一部を非公開とすることを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。